

平成25年5月17日(金)  
衆議院 法務委員会  
衆議院議員 階 猛

\*出典

- ・資料1 「捜査報告書」(平成22年5月17日)  
毎日新聞社 郷原信郎著『検察崩壊』(平成24年8月  
30日)より抜粋 1-7 頁
- ・資料2 「インターネットからダウンロードした資料」と原本との同  
一性確認についての法務省回答文書 8-9 頁
- ・資料3 「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査  
結果報告書(東日本大震災関連)」総務省行政評価局(平  
成25年3月) 10-22 頁
- ・資料4 「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一  
部を改正する法律案(内閣提出第50号)」衆議院調査局  
法務調査室(平成25年5月) 23-24 頁
- ・資料5 「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特  
別措置法案(内閣提出第49号)」衆議院調査局法務調査  
室(平成25年5月) 25-27 頁

平成22年5月17日

東京地方検察庁特別捜査部長

検察官検事 佐久間 達哉 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

田代政彦

捜 査 報 告 書

(罪名) 政治資金規正法違反 (被疑者) 小沢一郎

上記被疑事件につき、平成22年5月17日、石川知裕を取り調べた状況は下記のとおりであるので報告する。

記

第1 取調日時・場所

平成22年5月17日午後0時50分～同日午後6時00分

東京地方検察庁908号室

第2 供述状況

1. 取調べの冒頭、本職が「貴方は、既に政治資金規正法違反の事実で公判請求されており、被告人の立場にあるので、取調べに応じる義務はないということは理解していますか。」と質問したところ、石川は、「その点については、弁護士からも説明を受け、良く理解しています。弁護士から、今回の事件については既に被告人となっているので、無理に取調べに応じる必要はないという説明を受けましたが、小沢先生に対する不起訴処分について、検察審査会が起訴相当の議決をしたのを受けての再捜査でしょうし、私自身も深く関与した事実についてのことですので、本日は、任意に

取調べを受けることにして出頭しました。」旨述べ、取調べを受けることに同意した。

2. 本日は

- ① 陸山会の平成16年分の収支報告書の不記載・虚偽記入の理由
- ② 同収支報告書の不記載・虚偽記入についての小沢一郎への報告・了承
- ③ 定期預金担保貸付についての小沢一郎に対する説明と了承
- ④ 小沢一郎に対する収支報告書案の説明と決裁

などについて、改めて確認したい旨告げた上、①につき、「4億円の収入不記載は、小沢先生が何らかの形で蓄えた簿外の資金であり、表に出せない資金であると思ったからであり、土地購入に係る支出不記載は、民主党代表選挙への影響を避けるためであった。」旨の供述は合理性が乏しい、②及び③につき、小沢一郎の積極的な指示があったのではないか、④につき、収支報告書案の説明などはより具体的かつ詳細になされたのではないか、などを追及するも、石川は、いずれの点についても否定し、新たな供述を得ることはできなかった。

3. そこで、石川に対し、「これらの点に関し、これまで供述して調書にしたことについては、そのとおり間違いはないか。」と申し向けたところ、同人は、「うーん。」と唸り声を上げて暫く考え込んだ後、本職と以下のやりとりをした。

石川： 問題はそこですよ。そこをどうするかですよ。

本職： 何が問題なんですか。

石川： まあ、4億の収入と土地代金の支出を意図的に書かなかったことやその理由については、これまでどおりでいいですよ。

問題は小沢先生に関わる場所ですよ。

だって、一昨日、小沢先生は検事に対し、改めて、私から収支報告書への不記載などについて一切説明を受けていないし、定期預金担保貸付の必要性などについても説明を受けていない、収支報告書案も見せてもらっていないなどと言って供述調書を作ったわけですよ。

それなのに、私が、今日、「これまでの供述はそのとおり間違い

ありません。」ってやったら、小沢先生の説明を否定することになりますよね。

でも、先ほどの4点については、これまで検事から何回も聞かれ、わたしの記憶している限りのことを話して、供述調書も取られるわけですから、それを今更否定して、「あれは嘘です。」なんて言えないと思いますし、本当にどうするのが良いのか分からないんですよ。

今日は話だけして、供述調書は作らないという選択はないんですか。

本職： 本日の供述内容については供述調書を作成したいと考えているが、それに署名押印するかどうかは貴方自身の判断ですよ。

石川： 常識的に考えて、今更、署名拒否なんてできないでしょ。署名拒否でも良いですか。

本職： だから、それは貴方自身の判断ですよ。どうしますか、署名拒否にしますか。

石川： そんな、突き放さないでくださいよ。

本職： 既に署名指印した供述調書については、実際に貴方が貴方の記憶どおりに供述したことが録取されているということで間違いないですか。

石川： それは否定できないですよ。無理に嘘を調書にされたということはありませんし、その内容も毎回、自分でだいぶ長い時間をかけて確認した上で署名指印したんですから。

本職： 例えば、小沢先生に対する報告とその了承や、定期預金担保貸付の必要性の説明について、貴方がどういう形で供述して調書を録取したか覚えていますか。

石川： だいたい覚えていますよ。確か、逮捕された次の日でしたから、今年1月16日土曜日の夜の取調べでは、収支報告書の不記載などにつき、小沢先生に報告をして了承を得たことや、小沢先生からの4億円を表に出さないた

めに定期預金担保貸付を受けるという説明をして了承を得たことを大まかには話したと思いますが。

私が、「収支報告書の記載や定期預金担保貸付については、私自身の判断と責任で行ったことで、小沢先生は一切関係ありません。」などと言い張っていたら、検事から、「貴方は11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょ。そのほとんどは、貴方が小沢一郎の秘書だったという理由で投票したのではなく、石川知裕という候補者個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ。」って言われちゃったんですよね。

これは結構効いたんですよ。

それで堪えきれなくなって、小沢先生に報告しました、了承も得ました、定期預金担保貸付もちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですよね。

本職： そうでしたね。

それで、翌日1月17日の日曜日、更に具体的にその状況を確認した上で、供述調書を録取しようとしたら、貴方は「安田先生から、土日は絶対に供述調書に署名したら駄目だと言われているので勘弁してください。」と言って、供述調書を作成させませんでしたよね。

石川： 確かに、そう言いました。

本職： そして、1月18日月曜日、土日は貴方の言うとおりの供述調書は作らなかったが、今日はこれまでの供述内容を調書にしますよと言うと、貴方は、「実は、今日も接見で安田弁護士から、『どんな内容の調書であっても署名してはならない。例え供述したとおりのことが書いてあると思っても、どういう使われ方をするか分からないから、署名は拒否するように。』ときつく言われたんですよ。検事、本当に申し訳ないんですが、もう1日待ってもらえませんか。」などと言って泣き付いてきましたよね。

石川： そのとおりです。

本職： 結局、1月18日も供述調書は作成せず、1日待って19日になっても、「今日の接見でも、安田先生から署名拒否を強く指示されたので署名できない。」などと言って、ごねていたじゃないですか。

石川： そうでしたね。

でも、検事から、「供述していることが事実であって、そのとおりの内容が供述調書に取られているのであれば、署名拒否する理由はないでしょ。」と理詰めで来られて、私もそのとおりだと思ったので、最後は、私が「調書に署名したことは、安田先生には内緒にしてください。」とお願いして、この日に供述調書を作ったんでしたね。

本職： そういう経緯で供述調書を作成し、その後も何度か同じ趣旨の供述調書を録取しているわけだから、現段階で、供述調書への署名指印を拒否したり、供述を後退させる、例えば、最初のころのように、収支報告書の不記載なども定期預金担保貸付も、全て貴方の判断で行ったことで小沢先生には報告も説明もしていないし、了承も得ていないとするのは、慎重に考えた方がいいですよ。特に、供述を後退させた場合に、その供述調書を読んだ人がどう思うかということですよ。

石川： どう思いますかね。

本職： それは貴方が供述調書を読む人の立場に立って考えて判断すればいいんじゃないですか。

石川： 今更、小沢先生は関係ありませんでしたなんて言っても、信じてもらえないわけがないし、かえって、小沢先生が口止めしたに違いないとか、やっぱり絶対的権力者なんだなって思われますよね。

本職： そう解釈される可能性もあるでしょうね。

石川： いや、みんなそう思うんじゃないですか。

しばらく沈黙した後

石川： 分かりました。

色々と考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、

否定しません。

これまでの供述を維持するということで、供述調書を作ってもらって結構です。

ただ、また、その供述調書がマスコミに漏れて、「石川議員が小沢氏の説明と矛盾する供述」などと書かれると困りますので、今日、私がそういう供述調書に署名指印したことは絶対に漏れないようにしてください。

本職： その点は、最大限配慮します。

4. さらに、本職が、従前の供述を維持するとして、保釈後、マスコミなどに向けて、収支報告書の不記載などについて、犯意を否定するかのような発言や、小沢先生への報告・了承や定期預金担保貸付の説明を否定するかのような発言をしているように見受けられるが、その点をどのように説明するのかと問うたところ、石川は

私の発言を注意深く読んでいただければ分かりますが、私は、マスコミに対しても、小沢先生への報告・了承や担保貸付の説明を否定したことは一度もないんですよ。

「小沢先生への報告・了承はあったのか。」などという質問に対し、いつも、「詳しい報告や説明はしていません。」と答えるようにしているんです。

質問と答えとがかみ合っていないんですが、こう答えておけば嘘にはなりませんから。

あとは、色々と威勢の良いことを言っているように見えるかも知れませんが、すべて支援者向けだと思ってご理解ください。

私も、検察の方々が誤解して気を悪くされているんじゃないかと気になっていたんですよ。

と言うので

では、その点も今日の供述調書に盛り込んでおきましょうか。

と申し向けると

その方が誤解されなくて良いかもしれませんね。

お願いします。

---

と答えた。

5. 上記のと通りのやりとりの後、従前の供述を再度確認した上、石川の面前で、本日付け供述調書を口述して録取し、読み聞かせ、かつ、閲読させたところ

間違いありません。

署名させていただきます。

と言って、同供述調書末尾に署名指印した。

以上



「インターネットからダウンロードした資料」と原本との同一性確認について

- 1 「インターネットからダウンロードした資料」が、平成22年5月17日付け田代元検事作成に係る捜査報告書（以下「本件捜査報告書」という。）と同一（同期）のものであるかをお答えすることは、個別具体的な事件の証拠の内容を明らかにすることになりかねないことから、お答えは差し控える。
- 2 刑事訴訟法第47条本文は、訴訟関係書類の公判開廷前における非公開の原則を定めているところ、これは、訴訟関係人の名誉等を保護し、また、捜査及び裁判に対して不当な影響が及ぶことを防止しようとする公益上の必要によるものである。  
そして、同条ただし書が公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでないとして規定しているのは、非公開とすることによって保護される公益に優先する他の公益上の必要があると認められる場合における例外的取扱いを許したものと解される。
- 3 刑事訴訟法第47条ただし書に該当するとして、訴訟関係書類を国会に提出した過去の例としては、
  - 昭和51年におけるいわゆるロッキード事件の灰色高官問題について、同年4月21日の衆参両院議長裁定において「国会は、ロッキード問題に関し、本件にかかわる政治的道義的責任の有無について調査するものとし、国会の国政調査権の行使に当たっては、政府は事態の推移を見て、刑事訴訟法の立法趣旨をも踏まえた上で事件の解明に最善の協力を行うものとする。」旨が述べられたこと並びに、国会において、国政調査権に基づく要求がなされたこと、各党の異論のないところを踏まえ政治的道義的責任のあるいわゆる「灰色高官」の基準が示されたこと及び秘密会における報告とする決定がなされたことを受けて、当該基準に合致する者の氏名を秘密会で明らかにしたこと
  - 平成22年におけるいわゆる尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件について、衆議院議長からの記録提出要求がなされたことを受けて、記録媒体の原本から衆議院議長に提出するのが相当と認められる部分を抽出したDVDを作成し、これを、刑事訴訟法第47条の趣旨に鑑み、視聴される方々の範囲等を含め、極めて慎重に取り扱われるよう特段の御配慮をお願いしたい旨の要望書とともに、提出したことがある。
- 4 本件捜査報告書については、その内容が、検察官の取調べにおける対象者との具体的なやり取りを記載したものであり、典型的に、関係者の名誉やプライバシーへの配慮

が強く求められる証拠であること、公開することによる今後の捜査・公判一般への影響を考慮する必要があることに加え、田代元検事に係る虚偽有印公文書作成・同行使等事件につき、検察審査会による議決がなされ、現在、検察当局において再捜査が行われていることなどの事情が認められ、取扱いには慎重な配慮が求められると考えられる。

## 2 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等

勧告	説明図表番号
<p>(1) 罹災証明及び被災証明の概要</p> <p>災害により被害を受けたことを証明する書面には、罹災証明書、被災証明書があり、これらの証明事務は市町村の自治事務として行われる事実の証明である。</p> <p>罹災証明書は、その交付を明確に規定した法令がなく、その役割が必ずしも明確でない。そのため、所管府省も明確でなく、市町村がそれぞれの判断で発行している。ただし、罹災証明書を、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請に必要な「被災世帯であることを証する書面」として発行するときは、被害調査を行った上で、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知）をよりどころに判定した全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等の被害区分が記載される。</p> <p>また、罹災証明は、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、税や保険料の減免などの各種の公的支援制度の適用基準とされているほか、民間の支援制度にも利用されている。このため、罹災証明書の発行時期と被害認定結果が、被災者の生活再建のスピードを左右するものともなっている。</p> <p>次に、被災証明書についても、その交付を明確に規定した法令がなく、その役割が必ずしも明確でない。そのため、所管府省も明確でなく、市町村がそれぞれの判断で発行しており、通常、市町村が被災者の便宜を考慮し、罹災証明が対象としない動産の被害や被災者から被災の届出があったことを証明している。</p> <p>このような状況を踏まえ、現在、内閣府では、「防災対策推進検討会議最終報告」（平成24年7月31日中央防災会議防災対策推進検討会議）において、「個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるべきである」とされたことを踏まえ、罹災証明の法的な位置付けを検討している。</p> <p>調査対象とした20市町（被災3県（岩手県、宮城県及び福島県を示す。以下同じ。）の県庁所在地及び浸水範囲人口1万人以上の市町。以下「調査対象20市町」という。）のうち、罹災証明書の発行件数は、集計している19市町の合計で約76万件、被災証明書の発行件数は、集計している17市町の合計で約90万件である。</p>	<p>図表2-(1)-①</p> <p>図表2-(1)-②</p> <p>図表2-(1)-③</p> <p>図表2-(1)-④</p>
<p>(2) 罹災証明等の統一の実施</p> <p>ア 罹災証明等の対象範囲</p> <p>罹災証明及び被災証明は、法的位置付けが不明確なため、その対象範囲は市町村によって一様でない。</p>	<p>図表2-(2)-①</p>

建物については、調査対象20市町の全てが、被災者生活再建支援金支給の条件である住家用建物の被害を罹災証明の対象としている。

一方、店舗、事務所、工場等の住家用建物以外の建物の被害については、課税台帳記載の有無にかかわらず罹災証明の対象とする市町（10市町）、課税台帳に記載されている建物に限り対象とする市町（10市町）がある。

また、設備、車両、漁船等の動産の被害については、調査対象20市町のうち、18市町が被災証明の対象としている。このうち、4市町は現地調査等で被害を確認し証明しているが、14市町は被害の証明ではなく、申請者が被害を申し出たことについて証明している。

このほか、住民基本台帳を基に被災地の住民であることを証明する市町（3市町）、平成23年6月から11月までの間に行われた高速道路料金の無料措置を利用するための被災証明書を発行している市町（6市町）がある。

このように、罹災証明及び被災証明の対象範囲が市町村によって区々であることに加え、各種の被災者支援制度において、市町村が自治事務として任意に発行する罹災証明書を添付書類として求める運用を行っていることから、調査対象20市町において、以下のとおり、市町によって被災者支援制度を利用できるかどうかには差が生じているものがあるほか、市町に過大な事務負担が生じている例がみられた。

**（事例1）設備を対象とした罹災・被災証明書が発行されていないため特別貸付制度を利用できなかった例**

調査対象20市町のうち2市町は、申請者が被害を受けたとする建物や動産が課税台帳に記載されていない場合、被害の証明が困難であるとして、罹災・被災証明書を発行していない。

このため、東日本大震災復興特別貸付を受けようとした被災事業者が、申請に必要な市町発行の設備被害の罹災・被災証明書を用意できず、低金利での貸付けを受けられなかった。

**（事例2）高速道路料金の無料措置の利用者の範囲が市町村によって異なる例**

東北地方の高速道路の無料措置では、市町村発行の罹災・被災証明書の提示が求められた。

被災証明書について統一的な発行基準が存在しない中で市町村は独自に基準を定めることとなり、調査対象20市町のうち、9市町は「家財などの被害」、6市町は「停電」、5市町は「登録住民（全住民）」とした。

このため、市町によって、無料措置の利用者の範囲に差が生じた。

**（事例3）高速道路料金の無料措置に伴う市町の事務負担**

東北地方の高速道路の無料措置では、調査対象20市町のいずれにも大

きな事務負担が生じ、通常の罹災証明書の発行に遅れが生じた。

例えば、無料措置の適用基準を「家財などの被害」として高速道路用被災証明書の発行を検討していた1市町では、近隣市町村が「停電」による発行を始めたことを受け、近隣市町村との公平性を確保するため、適用基準を「停電」とした。同市町は全戸が停電したため、対象者は全住民となり、職員30人体制で約10.7万件の被災証明書を発行した。

(事例4) 漁船の罹災・被災証明書を市町が発行している例

東日本大震災における漁船の被害は2万隻を超える。

被災漁業者を対象とした漁船建造のための無利子融資などは、貸付けの条件として漁船被害の罹災・被災証明書の発行が求められているが、市町村は漁船に関するデータを保有していない。

調査対象20市町において、漁船被害の罹災・被災証明書の発行が確認できた5市町のうち、4市町は漁業協同組合（以下「漁協」という。）への問合せ又は漁業被災者の自己申告に基づき市町が発行した。残る1市町については、漁協が証明書を発行した。

また、市町が発行しているにもかかわらず、市町の発行事務が遅れ、漁業被災者が貸付申請を行えないため、漁協が独自に証明書を発行した例もみられた。

イ 罹災証明書等の記載事項

罹災証明書及び被災証明書の様式は統一されていない。

調査対象20市町のうち、10市町は罹災証明書の記載事項に世帯員の記載がない。

このため、応急仮設住宅の入居申請、授業料免除申請、登録免許税の減免申請（建物所有者が申請者以外の世帯員の場合）などで、申請者は、別途、住民票を取得し、添付しなければならなかった。

図表2-(2)-②

ウ 罹災証明書等の発行部数

罹災証明書及び被災証明書の1回の申請での発行部数は統一されていない。

調査対象20市町のうち3市町は、罹災証明書の発行部数を1部に限定しているため、被災者は必要の都度、再発行を申請している。

図表2-(2)-③

(3) 罹災証明書の迅速な発行

ア 市町村における事前準備

内閣府は、阪神淡路大震災及び新潟県中越地震における対応の反省を踏まえ、これまでに被害認定事務に関する各種の資料を市町村に示していた。

しかし、調査対象20市町のうち、内閣府の資料を踏まえた独自の規程やマニュアルを策定するなどの罹災証明事務の事前準備を行っていなかった市

図表2-(3)-①

図表2-(3)-②

町は12市町である。

事前準備が行われていなかった背景には、罹災証明が法的に位置付けられていないこともあると考えられる。

#### イ 発災から罹災証明書発行までの期間

調査対象20市町の罹災証明書の発行開始日は、それぞれ異なり、発災（平成23年3月11日。以下同じ。）から最も早い市町で7日後、最も遅い市町で48日後である。

また、発災から7日後に罹災証明書を発行した市町における最初の被災者生活再建支援金支給日は発災から48日後であり、発災から48日後に罹災証明書を発行した市町における最初の同支援金支給日は発災から111日後である。このように、罹災証明書の発行は、被災者の生活再建のスピードを左右するが、居住する市町村によって、発行開始日に大きな差が生じている。

罹災証明書発行の開始時期は、被災した建物の数、庁舎の被災状況、確保できる職員の数などに影響を受けるが、例えば、甚大な被害を受け、被災により庁舎の移転を余儀なくされた市町であっても罹災証明書の発行開始が発災から16日後であることを考えると、罹災証明事務の実施方法にも要因があると考えられる。

#### ウ 被害調査の方法と罹災証明書の発行時期との関係

罹災証明は、市町村の被害調査を経て決定される。

被害調査には、基本的に、外観目視により建物被害を認定する第1次調査、その認定に対して再調査依頼があった場合に建物内部に立ち入る第2次調査、さらに再調査依頼があった場合に行われる再調査がある。

被害認定は、通常、屋根、柱といった家屋の各部位の損害割合を積み上げて行われるが、東日本大震災では、認定の迅速化を図るため、航空写真等を活用した津波による建物被害の認定、損害割合イメージ図（建物の損害割合を外観図を用いて分かりやすく示したもの）を活用した地震による建物被害の認定が導入された。

調査対象20市町のうち、3市町は、被害認定のための現地調査を行う前に、航空写真等を活用した罹災証明書を、発災から平均10日後に発行している。次いで、7市町は、現地調査開始の日から罹災証明書を発行しており、発災から平均18日間を要している。これに対し、被害認定の統一を図ることなどを行ったために現地調査開始から一定期間経過後に罹災証明書を発行している10市町は、発災から平均35日間を要している。

また、第1次調査を外観目視のみで実施した11市町は、調査開始から最初の罹災証明書を発行するまでに平均8日間を要しているのに対し、第1次調査で建物内部への立入りを併せて行った6市町は、平均24日間を要している。

図表2-(3)-③

図表2-(3)-④

図表2-(3)-⑤

図表2-(3)-⑥

このように、罹災証明書については、それを迅速に発行するとの方針の下、第1次調査を外観目視のみで行った市町の方が発行時期が早くなっている。建物が全壊した被災世帯への支援の必要性は高いため、認定の判断に困難を伴うものはともかく、一見して全壊と認定できる建物については、航空写真等の確認や現地調査後、速やかに罹災証明書を発行することが必要と考えられる。

#### エ 被害調査における他自治体の応援や民間委託の状況

調査対象20市町のうち、被害調査に他自治体職員の応援を受けたものは13市町、受けなかったものは6市町である（1市町は不明）。また、建築士等の専門家への委託を行ったものは4市町である。

図表2-(3)-⑦

被害調査については、主に固定資産評価を行っている税務担当課の職員が行ったが、大量の調査件数の処理と被害認定に不服を持つ申請者とのやり取りで困難を極めていた。

特に困難な事案の処理には、建築士等の専門家への委託が有効と考えられるが、平時からの協定締結が進んでおらず、発災後には混乱で手続を行う余裕がないため、委託は進んでいない。

図表2-(3)-⑧

このことから、将来発生が懸念されている大規模災害に備え、被害調査について、実務経験者の活用、建築士等の専門家への円滑な委託をあらかじめ行えるようにしておく必要があると考えられる。

#### (事例1) 他自治体職員の応援や民間委託が実施できなかった例

調査対象20市町のうち、罹災証明書の発行が最も遅かった（発災から48日後）市町は、罹災証明書の発行を求めて殺到する住民の対応に追われ、他自治体への応援職員の要請や民間委託を行う準備ができなかった。

#### (事例2) 民間委託の例

関係する4団体に被害調査への協力を依頼した市町では、提示された委託費用が高額だった3団体への委託を断念した。残る1団体は、1人当たりの謝礼1日6,000円で市職員による被害調査への同行を了解した。この協力で、困難事案への迅速な対応が可能となり、円滑な罹災証明事務の実施に役立った。

#### (4) 被害調査の信頼性の確保

##### ア 市町村における再調査の実施状況

被害認定の結果が各種の被災者支援に反映（例えば、被災者生活再建支援金（基礎支援金）の支給額は、全壊世帯100万円、大規模半壊世帯50万円）されるため、的確な被害認定が求められる。

調査対象20市町では、再調査依頼による調査の実施率（第1次調査件数

図表2-(4)-①

に対する第2次調査及び再調査件数の対比值)に0.9%から18.3%までの幅がある。また、再調査依頼による被害認定の変更率(第1次調査件数に対する被害認定変更件数の対比值)にも0%から8.2%までの幅がある。

市町によって再調査依頼の発生状況に大きな差が生じている理由を特定することはできないが、平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援職員の派遣による調査実務の習熟が、被害調査の信頼性確保のために有効と考えられる。

また、再調査依頼は、全壊、大規模半壊、半壊の境目など認定の判断に困難が伴う事案で起こりやすいと考えられ、建築士等の専門家の活用が有効と考えられる。また、調査対象20市町のうち、建築士に委託している4市町では、困難事案への迅速な対応が可能となり、円滑な罹災証明事務の実施に役立ったとしている。

#### イ 再調査依頼の教示

調査対象20市町では、市町によって、被害調査の再調査依頼に関する教示の方法に違いがあり、再調査の実施率との間に一定の関係性がある。

第1次調査結果に対する再調査依頼が可能なことを、広報誌や罹災証明書の中で説明している7市町の第2次調査の実施率は平均10.2%である。これに対し、職員が口頭で説明している、又は説明していないとする8市町の実施率は平均6.5%である。

なお、第2次調査結果に対する再調査依頼が可能なことを、広報誌や罹災証明書の中で説明している3市町と、職員が口頭で説明している、又は説明していないとする10市町の再調査の実施率は、それぞれ7.8%と6.7%でほぼ同じである。

被害認定の結果が、その後の被災者支援の内容に影響を与えることを踏まえ、被害調査の再調査依頼に関する明確な教示が求められる。

#### 【所見】

したがって、内閣府は、被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、遅滞なく交付すべきことについて法的な位置付けを行うとともに、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。

- ① 罹災証明に関する規程やマニュアルの作成などの事前の準備を促進すること。
- ② 罹災証明書の発行時期に関する方針、第1次調査の実施方法を検討し、罹災証明書発行の迅速化を図るとともに、市町村間で発災から証明書発行までの期間に大きな差が生じることを防ぐこと。
- ③ 平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟、被害調査の実務経験者の活用、建築士等の専門家との協定締結を促進するなど、調査に対する信頼感を高めることにより、市町村の間で被害認定に

図表2-(4)-②



対する再調査依頼の発生に大きな差が生じることを防ぐこと。

- ④ 法律の施行通知などにより、被害認定に対する再調査依頼ができることについて、引き続き周知徹底すること。

図表 2-(1)-① 災害の被害認定基準

被害の程度	認定基準	
	①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合
全壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上 70%未満	40%以上 50%未満
半壊	20%以上 50%未満	20%以上 40%未満
一部損壊等	20%未満	20%未満

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 2-(1)-② 罹災証明書が必要とされる制度

分野	制度名
給付等	被災者生活再建支援金の支給 東日本大震災災害義援金の支給 災害救助法に基づく住宅の応急修理 仮設住宅の申込
減免等	国民健康保険料の減免、一部負担金の猶予及び免除 後期高齢者医療一部負担金の免除 介護保険料の減免・猶予、介護サービス利用料の減額・免除 保育料の減免 障害福祉サービス利用者負担金の減免 障害者支援施設の入所者負担の減免 固定資産税、都市計画税、個人市県民税の減免 登録免許税の減免 水道、電気料金の減免
貸付・その他	災害援護資金貸付 災害復興住宅融資（住宅金融支援機構） 東日本大震災復興特別貸付（日本政策金融公庫） 金融機関による貸付（住宅の復旧・修繕に関する資金、自動車用の購入・修理に関する資金、教育関連資金等）※ 損害保険金等の請求※

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「※」印を付したものは民間の支援制度である。

図表 2-(1)-③ 防災対策推進検討会議最終報告(平成 24 年 7 月 31 日中央防災会議防災対策推進検討会議) <抜粋>

(2) 被災地の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援

⑩ 被災者を支える基盤づくり

○ 個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるべきである。

図表 2-(1)-④ 罹災証明書等の発行件数

		住家	非住家	合計
罹災証明書	集計済みの 19 市町	—	—	76 万件
	住家・非住家の内訳を 集計済みの 10 市町：	16 万件 (88.9%)	2 万件 (11.1%)	18 万件 (100.0%)
被災証明書	集計済みの 17 市町	—	—	90 万件
合計		—	—	165 万件

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 罹災証明書については、平成24年9月末現在の数字である。ただし、1市町が平成24年6月23日現在、1市町が24年8月末現在、2市町が24年10月末現在の数字である。  
 3 被災証明書については、平成24年9月末現在の数字である。ただし、2市町のみ平成24年8月末現在の数字である。  
 4 四捨五入の関係で合計欄が一致しない部分がある。

図表 2-(2)-① 調査対象20市町における罹災証明及び被災証明の対象範囲

市町数	罹災証明書 (被害調査)			被災証明書			
	建物			建物以外 (設備、車両、漁船等)		人	高速道路 無料化用
	住家	非住家 (店舗、事務所、工場等)		届出の事 実を証明	現地調査 写真確認	被災地住 民の証明	
課税台帳 記載		課税台帳 未記載					
2市町	○	○	○	○			○
1市町	○	○	○	○		○	
6市町	○	○	○	○			
1市町	○	○	○		○		○
5市町	○	○		○			
2市町	○	○			○		○
1市町	○	○			○	○	
1市町	○	○	×	×	×		○
1市町	○	○	×	×	×	○	
発行	20市町	20市町	10市町	14市町	4市町	3市町	6市町
未発行	0市町	0市町	10市町	6市町	16市町	17市町	14市町

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ○は、証明の対象範囲であることを指す。  
 3 空欄は、対象範囲に含まれないことを指す。  
 4 ×は、罹災証明書と被災証明書のいずれの対象範囲にも含まれないことを特に示した。

図表 2 - (2) - ② 調査対象20市町における

罹災証明書の記載事項

世帯全員	
記載あり	記載なし
10市町	10市町

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (2) - ③ 調査対象20市町における罹災証明書の発行部数

発行部数を1部としている市町	発行部数を5部までとしている市町	発行部数に上限を設けていない市町
3市町	1市町	16市町

(注) 当省の調査結果による。

図表 2 - (3) - ① 被害認定事務に関する資料

資料名	概要
大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について一事例と例示一 (平成 20 年 3 月内閣府 (防災担当))	大規模災害を経験した自治体における事例を基に、市町村の住家被害認定業務の実施体制整備、事前対策の充実の参考となるものを整理したもの。
災害に係る住家の被害認定基準運用指針 (平成 21 年 6 月内閣府 (防災担当))	市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、具体的な調査方法や判定方法を定めたもの。
住家被害認定調査票 (平成 22 年 2 月内閣府 (防災担当))	建築等に関する専門知識がなくても、被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震、水害、風害といった災害の種類、木造・プレハブ、非木造といった構造物の種類に応じた調査票の様式を提示したもの。
災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料 (損傷程度の例示) (平成 22 年 3 月内閣府 (防災担当))	被害認定基準運用指針において、損傷の程度を解説した損傷の例示について、より具体的なイメージを持つことが可能となるよう、写真等を用いて紹介したもの。
災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き (平成 22 年 12 月内閣府 (防災担当))	大規模災害が発生した場合における、住家の被害認定の適切かつ円滑な実施の一助とすべく、大規模災害を経験した自治体における事例を参考に、被害認定調査の実施方法等について紹介したもの。

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 2-(3)-② 調査対象20市町における罹災証明事務の事前準備

事前に規程などを策定し、それに従って実施	事前に規程などを策定していたが、発災後、実情に応じて見直し	事前に規程などを策定していなかったため、発災後、策定	規程などを未策定
4市町	4市町	6市町	6市町

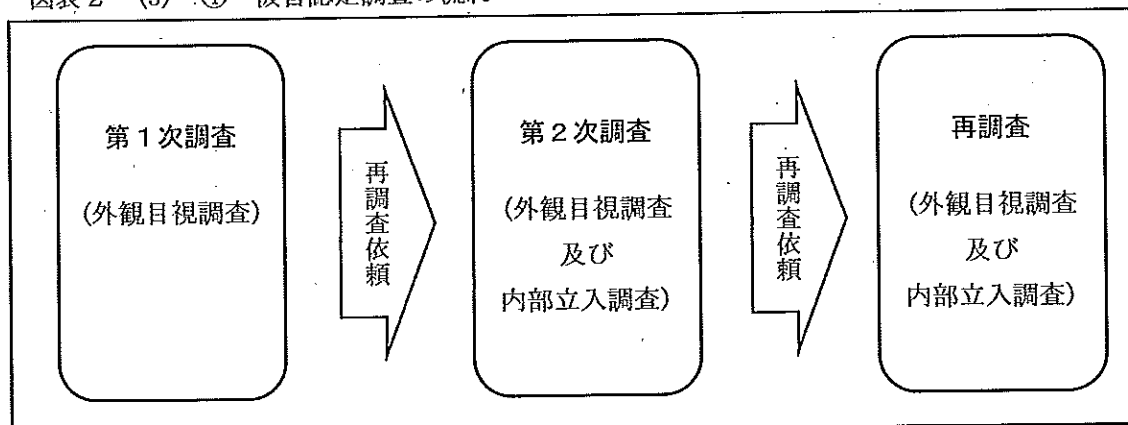
(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-③ 調査対象20市町における罹災証明書等の発行開始状況

区分	発災(平成23年3月11日)からの日数	
	最初の罹災証明書の発行	最初の被災者生活再建支援金の支給
罹災証明書の発行日が最も早かった市町	7日後	48日後
罹災証明書の発行日が最も遅かった市町	48日後	111日後

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-④ 被害認定調査の流れ



(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

図表 2-(3)-⑤ 調査対象20市町における現地調査と罹災証明書発行時期の関係

罹災証明書の発行方法	市町数	発災から最初の罹災証明書発行までの日数		
		最短	平均	最長
現地調査前から発行	3市町	7日	10日	17日
現地調査開始の日から発行	7市町	7日	18日	24日
現地調査開始から一定期間経過後に発行	10市町	10日	35日	48日

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑥ 調査対象20市町における第1次調査の方法と罹災証明書発行時期

第1次調査の方法	市町数	調査開始から最初の罹災証明書発行までの日数		
		最短	平均	最長
外観目視調査のみ	11市町	0日	8日	25日
外観目視調査に内部立入調査も併用	6市町	0日	24日	40日

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 現地調査前から航空写真判定などで罹災証明書を発行した3市町を除く。

図表 2-(3)-⑦ 調査対象20市町における被害調査への他自治体の応援と専門家への委託の状況

	他自治体応援	専門家委託
あり	13市町	4市町
なし	6市町	16市町
不明	1市町	—

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑧ 専門家への委託を行っていない理由

専門家への委託を行っていない理由	市町数
他自治体の応援で十分だった	6市町
予算と手続の面で余裕がなかった	4市町
公平性確保の上で問題があった	1市町
委託業者が見当たらなかった	1市町
念頭になかった	1市町
特になし	3市町

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(4)-① 調査対象20市町における再調査依頼による調査等の実施状況

	実施市町	第1次調査件数に対する比率			備考
		最低	中央	最高	
再調査	16市町	0.9%	5.7%	18.3%	不明4市町
被害程度の区分の変更	14市町	0%	1.3%	8.2%	不明6市町

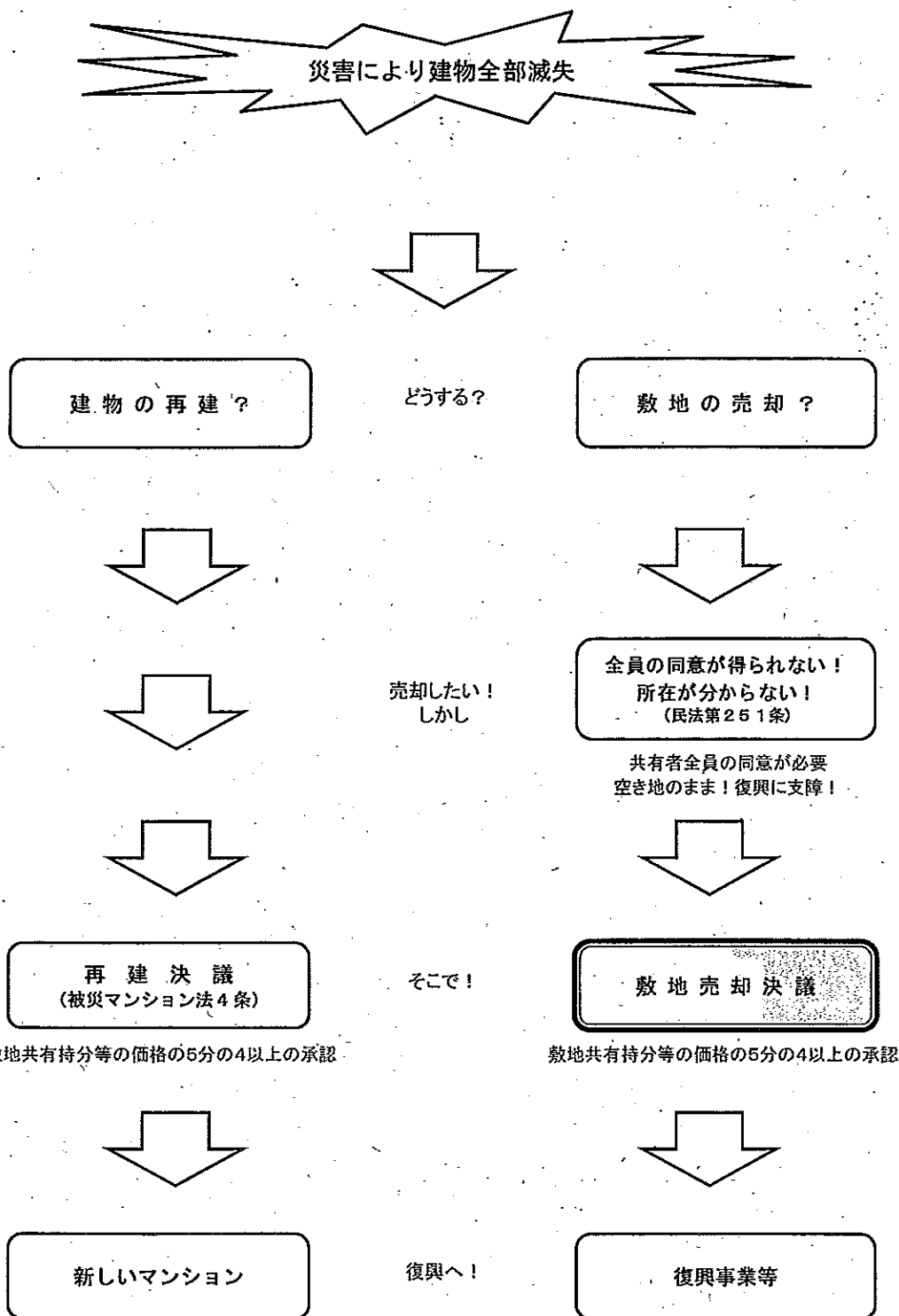
- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 平成24年9月末現在の数字である。

図表 2 - (4) - ② 調査対象20市町における再調査依頼の教示方法と第2次調査及び再調査の実施率

	文書説明 広報	口頭説明 説明なし
第1次調査に対する再調査（第2次調査）の実施率	10.2%（7市町）	6.5%（8市町）
第2次調査に対する再調査の実施率	7.8%（3市町）	6.7%（10市町）

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 平成24年9月末現在の数字である。

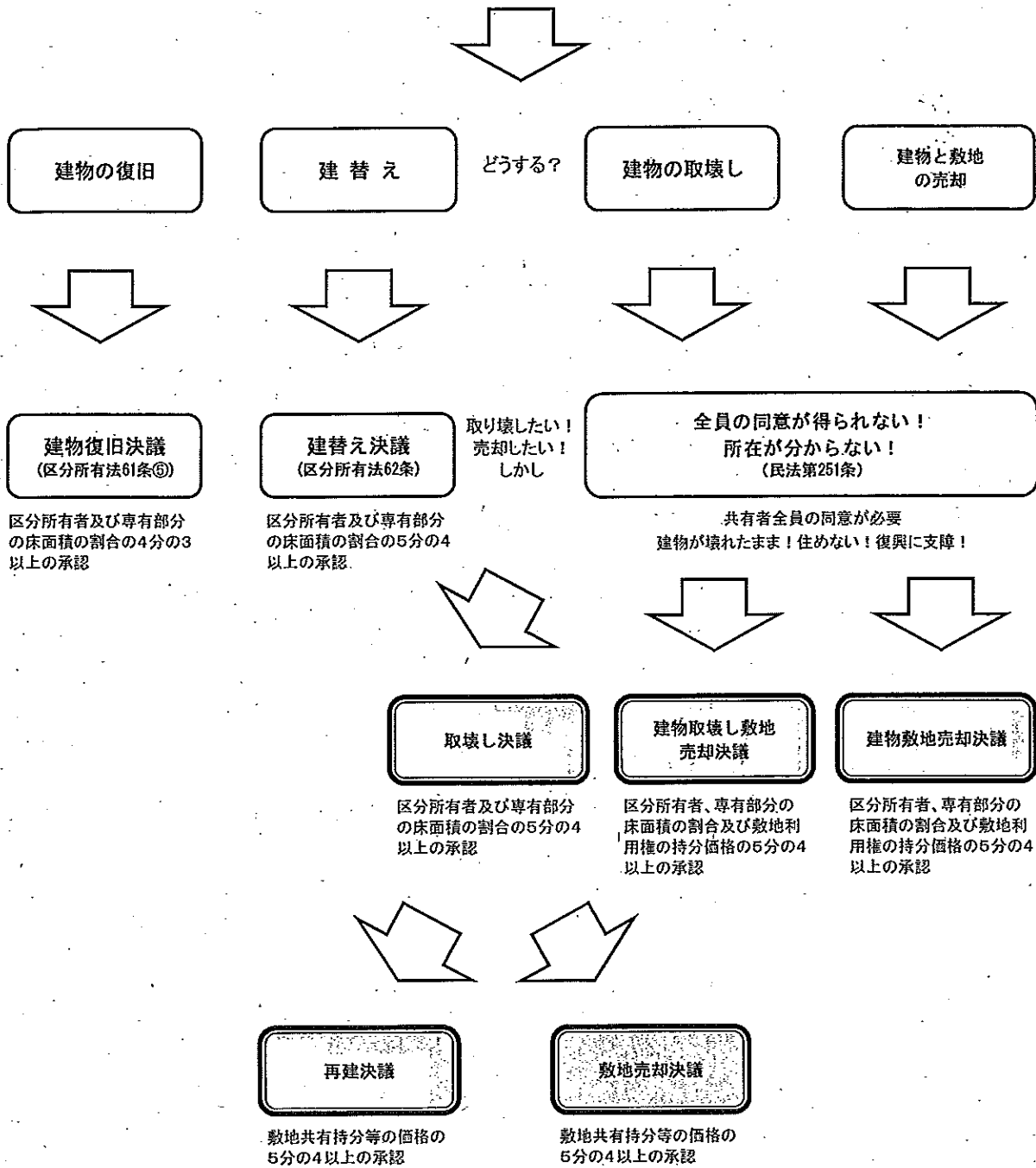
被災マンション法概略図





# 災害により建物大規模一部滅失

建物の価格の2分の1以上に相当する部分が滅失した場合



被災地における借地借家関係に関する特例措置の比較表

	原則	被災地についての特例措置	
	借地借家法	罹災都市法（現行）	被災地借地借家特措法（本法律案）
適用する災害	—	政令で指定（第27条）	同左（第2条第1項）
適用する地区	—	政令で指定（第27条）	同左（第2条第2項）
適用する措置	—	全ての特例措置を一括で適用（第25条の2）	一部の特例措置のみの適用も可能（第2条第2項）
優先借地権制度	—	建物が滅失した場合、政令施行日から2年間、建物の敷地の所有者に申し出ることにより、借家人が優先して借地権を取得することができる（第2条）	廃止
借地権優先譲受制度	—	滅失した建物の敷地に借地権者がいる場合、政令施行日から2年間、借地権者に申し出ることにより、借家人が優先して借地権の譲渡を受けることができる（第3条）	廃止
借地権者からの解約の申入れ	更新後に借地上の建物が滅失した場合に限り、借地権者から解約の申入れが可能（第8条第1項）。 それ以外の場合、借地契約において解約権を留保していない限り、借地権設定者の合意が必要（民法第618条）	（同左）	更新前に借地上の建物が滅失した場合、政令施行日から1年間は借地権者から解約の申入れが可能（申入れから3か月経過後に借地権は消滅）（第3条）

	原則	被災地についての特例措置	
	借地借家法	罹災都市法（現行）	被災地借地借家特措法（本法律案）
借地権設定者の催告による借地権の消滅	—	借地権者が建物を再築しない場合、政令施行日から2年以内に借地権設定者が1か月以上の期間を定めて借地権者に催告し、借地権者がその期間内に借地権の存続の申出をしない場合、借地権は消滅（第12条）	廃止
借地上の建物が滅失した場合の借地権の対抗要件	借地権の登記（民法第605条） 借地上の建物の登記（第10条第1項） 滅失から2年間は、必要事項の掲示（明認方法）によっても認められる（第10条第2項）	政令施行日から5年間は、対抗要件は不要（第10条）	政令施行日から6か月間は、対抗要件は不要（第4条第1項） 政令施行日から3年間は、必要事項の掲示（明認方法）が必要（第4条第2項）
土地の賃借権の譲渡、転貸	借地権設定者の承諾が必要（民法第612条）	（同左）	借地権設定者が承諾しない場合、政令施行日から1年間は借地権者の申立てにより、裁判所が許可を与えることができる（第5条）
借地権の存続期間の下限	30年（一時使用を除く。）（第3条）	優先借地権制度により設定された借地権については10年（第5条第1項）	優先借家権制度により設定された借地権についての特例は廃止 政令施行日から2年間は、存続期間が5年以下で（下限なし）、かつ更新・延長のない借地権を設定することができる（被災地短期借地権）（第7条）

	原則	被災地についての特例措置	
	借地借家法	罹災都市法（現行）	被災地借地借家特措法（本法律案）
借地権の残存期間の延長	借地権者が借地権の残存期間を超えて存続すべき建物を再築する場合、賃貸人は異議を述べることができる（賃貸人の承諾が得られない場合、借地権者は、裁判所の許可を求める申立てをすることができる）（第7条）	政令施行の際に借地権の残存期間が10年未満の場合、10年に延長（第11条）	廃止
優先借家権制度	—	滅失した借家の敷地に新たに建物が築造された場合、借家人は、当該建物を優先して借りることができる（第14条）	廃止
従前の借家人への通知制度	—	—	従前の賃貸人が建物を新たに築造し、政令施行日から3年以内に賃貸借契約の勧誘をする場合には、遅滞なく従前の借家人に通知する（第8条） ※優先借家権制度に代わる制度として創設
借地借家条件の変更命令制度	裁判所による変更命令制度の対象は、建物の種類等の制限に関する借地条件の変更、増改築禁止特約の変更等に限定（第17条） ※上記のほか、宅地の賃料の減額請求が可能だが（民法第611条）、災害に伴う地代・借賃の減額請求は、地代借賃増減額請求（第11条、第32条）の要件には必ずしも該当しないとされる	借地借家の条件が著しく不当な場合、当事者の申立てにより、裁判所は条件の変更を命ずることができる（第17条）	廃止